

太田市介護予防訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

太田市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。

令和6年4月改定版

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111 訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を決める場合	(1)1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	90%	1,176	1月につき	
A2	2111 訪問型サービス11日割			事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 日割り ÷ 30.4日	90%	39	1日につき	
A2	1211 訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	90%	2,349	1月につき	
A2	2211 訪問型サービス12日割			事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 日割り ÷ 30.4日	90%	77	1日につき	
A2	1321 訪問型サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	90%	3,727	1月につき	
A2	2321 訪問型サービス13日割			事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ÷ 30.4日	90%	123	1日につき	
A2	C211 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算11	高齢者虐待防止法未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を決める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	90%	-12	1月につき
A2	C220 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき
A2	C212 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	90%	-23	1月につき	
A2	C213 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき
A2	C214 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	90%	-37	1月につき	
A2	C215 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき
A2	6001 訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	90%	1月につき	
A2	6003 訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算	90%	1月につき	
A2	6002 訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算	90%	1月につき	
A2	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算	90%	1月につき	
A2	8001 訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算	90%	1日につき	
A2	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		90%	1月につき	
A2	8101 訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		90%	1日につき	
A2	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		90%	1月につき	
A2	8111 訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		90%	1日につき	
A2	4001 訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	90%	200	1月につき
A2	4003 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		90%	100	
A2	4002 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(1)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		90%	200	
A2	6102 訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	90%	50	1回につき
A2	6269 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		90%	1月につき	
A2	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		90%		
A2	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		90%		
A2	6273 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		90%		
A2	6275 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		90%		
A2	6278 訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		90%		
A2	6279 訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		90%		
A2	6281 訪問型サービス等ベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算	90%		

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合証により80%又は70%となる場合があります。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

太田市介護予防訪問介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表(1/2)

太田市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

令和6年4月改定版

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1011	訪問型サービスⅠ(制限)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	70%	1,176	1月につき		
A3	1013	訪問型サービスⅠ・同一(制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1,058	1日につき		
A3	1015	訪問型サービスⅠ日割(制限)		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39単位	70%		39	
A3	1017	訪問型サービスⅠ・日割・同一(制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	35	1月につき		
A3	1021	訪問型サービスⅡ(制限)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	70%	2,349			
A3	1023	訪問型サービスⅡ・同一(制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2,114	1日につき		
A3	1025	訪問型サービスⅡ日割(制限)		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位	70%		77	
A3	1027	訪問型サービスⅡ・日割・同一(制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	69	1月につき		
A3	1031	訪問型サービスⅢ(制限)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位	70%	3,727			
A3	1033	訪問型サービスⅢ・同一(制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	3,354	1日につき		
A3	1035	訪問型サービスⅢ日割(制限)		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	70%		123	
A3	1037	訪問型サービスⅢ・日割・同一(制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	111	1月につき		
A3	1131	訪問型サービス初回加算(制限)	チ 初回加算		200単位加算		70%	200
A3	1142	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ(制限)	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	70%	100	
A3	1141	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ(制限)		(1)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	70%	200	
A3	1151	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	又 介護職員処 遇改善加算 (独自/定率)	週1回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1176単位の 137/1000 加算	70%	161
A3	1152	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1176単位の 100/1000 加算	70%	118
A3	1153	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1176単位の 55/1000 加算	70%	65
A3	1155	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)		週2回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2349単位の 137/1000 加算	70%	322
A3	1156	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2349単位の 100/1000 加算	70%	235
A3	1157	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2349単位の 55/1000 加算	70%	129
A3	1159	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3(制限)		週2回を超える程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3727単位の 137/1000 加算	70%	511
A3	1160	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3727単位の 100/1000 加算	70%	373
A3	1161	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3727単位の 55/1000 加算	70%	205

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。またA2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合の負担割合に関わらず70%となります。

太田市介護予防訪問介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表(2/2)

太田市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1175	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限)	又 介護職員処 遇改善加算 (独自/定率)	週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行 う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1058単位の 137/1000 加算	70%	145	1月につき
A3	1176	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限)		週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行 う場合	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1058単位の 100/1000 加算	70%	106	
A3	1177	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一(制限)		週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行 う場合	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1058単位の 55/1000 加算	70%	58	
A3	1183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限)		週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行 う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2114単位の 137/1000 加算	70%	290	
A3	1184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限)		週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行 う場合	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2114単位の 100/1000 加算	70%	211	
A3	1185	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一(制限)		週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行 う場合	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2114単位の 55/1000 加算	70%	116	
A3	1191	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限)		週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行 う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 3354単位の 137/1000 加算	70%	460	
A3	1192	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一(制限)		週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行 う場合	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 3354単位の 100/1000 加算	70%	335	
A3	1193	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一(制限)		週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行 う場合	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 3354単位の 55/1000 加算	70%	185	
A3	1211	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(制限)	ル 介護職員 等特定処遇改 善加算(独自 /定率)	週1回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1176単位の 63/1000 加算	70%	74	
A3	1212	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(制限)		週2回程度	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1176単位の 42/1000 加算	70%	49	
A3	1213	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(制限)		週2回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 2349単位の 63/1000 加算	70%	148	
A3	1214	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限)		週2回程度	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 2349単位の 42/1000 加算	70%	99	
A3	1215	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ3(制限)		週2回を超える程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 3727単位の 63/1000 加算	70%	235	
A3	1216	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ3(制限)		週2回を超える程度	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 3727単位の 42/1000 加算	70%	157	
A3	1217	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限)		週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ 以外の同一建物の利用者20人以上 にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1058単位の 63/1000 加算	70%	67	
A3	1218	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限)		週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ 以外の同一建物の利用者20人以上 にサービスを行う場合	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1058単位の 42/1000 加算	70%	44	
A3	1219	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限)		週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ 以外の同一建物の利用者20人以上 にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 2114単位の 63/1000 加算	70%	133	
A3	1220	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限)		週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ 以外の同一建物の利用者20人以上 にサービスを行う場合	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 2114単位の 42/1000 加算	70%	89	
A3	1221	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限)		週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ 以外の同一建物の利用者20人以上 にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 3354単位の 63/1000 加算	70%	211	
A3	1222	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ3・同一(制限)		週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ 以外の同一建物の利用者20人以上 にサービスを行う場合	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 3354単位の 42/1000 加算	70%	141	
A3	1301	訪問型サービスベースアップ等支援加算1(制限)	ヲ 介護職員等 ベースアップ等 支援加算(独自 /定率)	週1回程度	(1)介護職員等ベースアップ等支援加算 1176単位の 24/1000 加算	70%	28	
A3	1302	訪問型サービスベースアップ等支援加算2(制限)		週2回程度	(1)介護職員等ベースアップ等支援加算 2349単位の 24/1000 加算	70%	56	
A3	1303	訪問型サービスベースアップ等支援加算3(制限)		週2回程度を超える程度	(1)介護職員等ベースアップ等支援加算 3727単位の 24/1000 加算	70%	89	
A3	1304	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一(制限)		週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等ベースアップ等支援加算 1058単位の 24/1000 加算	70%	25	
A3	1305	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一(制限)		週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等ベースアップ等支援加算 2114単位の 24/1000 加算	70%	51	
A3	1306	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一(制限)		週2回程度を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等ベースアップ等支援加算 3354単位の 24/1000 加算	70%	81	

給付制限対象者用サービスコードは令和6年4月1日に廃止しました。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

太田市介護予防通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(1/2)

太田市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が使用します。

令和6年4月改定版

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6 1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	90%	1,798	1月につき	
A6 1112	通所型サービス11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	59単位	90%	59	1日につき	
A6 1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	90%	3,621	1月につき	
A6 1122	通所型サービス12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	90%	119	1日につき	
A6 C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	90%	-18	1月につき
A6 C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき	
A6 C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	90%	-36	1月につき	
A6 C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき	
A6 D211	通所型業務継続計画の未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	90%	-18	1月につき
A6 D212	通所型業務継続計画の未策定減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき	
A6 D213	通所型業務継続計画の未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	90%	-36	1月につき	
A6 D214	通所型業務継続計画の未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき	
A6 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	90%		1月につき	
A6 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	90%		1日につき	
A6 6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	90%	-376	1月につき
A6 6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	90%	-752	1月につき	
A6 5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	90%	-47	片道につき	
A6 5010	通所型生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	90%	100	1月につき	
A6 5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	90%	225		
A6 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	90%	240		
A6 6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	90%	50		
A6 5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	90%	200		
A6 5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	90%	150		
A6 5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	90%	160		
A6 6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	90%	480		
A6 5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	90%	480	
A6 5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	90%	480	
A6 5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	90%	480	
A6 5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	90%	700	
A6 5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	90%	120		
A6 6011	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位	90%	88	
A6 6012	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位	90%	176	
A6 6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	90%	72	
A6 6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	90%	144	
A6 6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	90%	24	
A6 6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	90%	48	
A6 4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	90%	100		
A6 4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	90%	200		
A6 4003	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	90%	100		
A6 6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	90%	20	1回につき	
A6 6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	90%	5		
A6 6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	90%	40	1月につき	
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	90%			
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	90%			
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	90%			
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算	90%			
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算	90%			
A6 6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1)介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000 加算	90%			

※事業所が送迎を行わない場合については、A61111及びA61112を算定している場合A66512について1月につき376単位の範囲内で、A61121及びA61122を算定している場合A65612について1月につき752単位の範囲内で減算してください。

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合制により80%又は70%となる場合があります。

**太田市介護予防通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(2/2)**

太田市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が使用します。

**定員超過の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	90%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超			59単位		90%	41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		90%	2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超			119単位		90%	83	1日につき

**看護・介護職員が欠員の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	90%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			59単位		90%	41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		90%	2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			119単位		90%	83	1日につき

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合証により80%又は70%となる場合があります。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

太田市介護予防通所介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表(1/3)

太田市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

令和6年4月改定版

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
A7	1001	通所型サービス1(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,672単位	70%	1,672	1月につき	
A7	1002	通所型サービス1日割(制限)			55単位	70%	55	1日につき	
A7	1011	通所型サービス2(制限)		事業対象者・要支援2	3,428単位	70%	3,428	1月につき	
A7	1012	通所型サービス2日割(制限)			113単位	70%	113	1日につき	
A7	1131	通所型生活向上グループ活動加算(制限)	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	70%	100	1月につき		
A7	1141	通所型サービス運動器機能向上加算(制限)	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算	70%	225			
A7	1111	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限)	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	70%	240			
A7	1150	通所型サービス栄養アセスメント加算(制限)	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	70%	50			
A7	1151	通所型サービス栄養改善加算(制限)	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	70%	200			
A7	1161	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ(制限)	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	70%	150		
A7	1162	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ(制限)		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	70%	160		
A7	1171	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1(制限)	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	70%	480	
A7	1172	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2(制限)			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	70%	480	
A7	1173	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3(制限)		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	70%	480		
A7	1174	通所型複数サービス実施加算Ⅱ(制限)		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	70%	700	
A7	1181	通所型サービス事業所評価加算(制限)	リ 事業所評価加算		120単位加算	70%	120		
A7	1197	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1(制限)	ス サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位	70%	88	
A7	1198	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2(制限)			事業対象者・要支援2	176単位	70%	176	
A7	1191	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1(制限)		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	70%	72	
A7	1192	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2(制限)			事業対象者・要支援2	144単位加算	70%	144	
A7	1195	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ(制限)		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	70%	24	
A7	1196	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ(制限)			事業対象者・要支援2	48単位加算	70%	48	
A7	1300	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	70%	100		
A7	1301	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1(制限)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	70%	200		
A7	1302	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2(制限)		運動器機能向上加算(制限)を算定している場合	100単位加算	70%	100		
A7	1310	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ(制限)	ヲ 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	70%	20	1回につき	
A7	1311	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ(制限)		(2)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	70%	5		
A7	1401	通所型サービス科学的介護推進体制加算(制限)	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	70%	40	1月につき	
A7	1201	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1672単位の59/1000 加算	70%	99	
A7	1202	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1672単位の43/1000 加算	70%	72
A7	1203	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1672単位の23/1000 加算	70%
A7	1205	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2			3428単位の59/1000 加算	70%
A7	1206	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		3428単位の43/1000 加算	70%
A7	1207	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3428単位の23/1000 加算	70%

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、処遇改善加算・特定処遇改善加算はA6とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

太田市介護予防通所介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表(2/3)

太田市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目									
A7	1209	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)	カ 介護職員処遇改善加算	定員超過の場合、または 看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1	1170単位の59/1000 加算	70%	69	1月につき
A7	1210	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1170単位の43/1000 加算	70%	50	
A7	1211	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1170単位の23/1000 加算	70%	27	
A7	1213	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援2	2400単位の59/1000 加算	70%	142	
A7	1214	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		2400単位の43/1000 加算	70%	103	
A7	1215	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2400単位の23/1000 加算	70%	55	
A7	1217	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)		事業所と同一の建物に居住する 者又は同一建物から利用する者 に通所型サービス(独自/定率) を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1	1296単位の59/1000 加算	70%	77	
A7	1218	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1296単位の43/1000 加算	70%	56	
A7	1219	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1296単位の23/1000 加算	70%	30	
A7	1221	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援2	2676単位の59/1000 加算	70%	158	
A7	1222	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		2676単位の43/1000 加算	70%	115	
A7	1223	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2676単位の23/1000 加算	70%	62	
A7	1231	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(制限)		ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1	1672単位の12/1000 加算	70%	20	
A7	1232	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(制限)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			1672単位の10/1000 加算	70%	17		
A7	1233	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(制限)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		事業対象者・ 要支援2	3428単位の12/1000 加算	70%	41		
A7	1234	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		3428単位の10/1000 加算	70%	34		
A7	1235	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)	ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	定員超過の場合、または 看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1	1170単位の12/1000 加算	70%	14	
A7	1236	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1170単位の10/1000 加算	70%	12	
A7	1237	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援2	2400単位の12/1000 加算	70%	29		
A7	1238	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2400単位の10/1000 加算	70%	24		
A7	1239	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)		事業所と同一の建物に居住する 者又は同一建物から利用する者 に通所型サービス(独自/定率) を行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1	1296単位の12/1000 加算	70%	16	
A7	1240	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1296単位の10/1000 加算	70%	13	
A7	1241	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援2	2676単位の12/1000 加算	70%	32	
A7	1242	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2676単位の10/1000 加算	70%	27	
A7	1243	通所型サービスベースアップ等支援加算1(制限)	タ 介護職員等ベースアップ等 支援加算		(1)介護職員等ベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援1	1672単位の11/1000 加算	70%	18	
A7	1244	通所型サービスベースアップ等支援加算2(制限)			(1)介護職員等ベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援2	3428単位の11/1000 加算	70%	38	
A7	1245	通所型サービスベースアップ等支援加算1・減算1(制限)		定員超過の場合、または 看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員等ベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援1	1170単位の11/1000 加算	70%	13	
A7	1246	通所型サービスベースアップ等支援加算2・減算1(制限)			(1)介護職員等ベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援2	2400単位の11/1000 加算	70%	26	
A7	1247	通所型サービスベースアップ等支援加算1・減算2(制限)		事業所と同一の建物に居住する 者又は同一建物から利用する者 に通所型サービス(独自/定率) を行う場合	(1)介護職員等ベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援1	1296単位の11/1000 加算	70%	14	
A7	1248	通所型サービスベースアップ等支援加算2・減算2(制限)			(1)介護職員等ベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援2	2676単位の11/1000 加算	70%	29	

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算はA6とは異なり、それぞれの条件に合致し

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

**太田市介護予防通所介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表(3/3)**

太田市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

**定員超過の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2			
A7	1031	通所型サービス1・定超(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	70%	1,170	1月につき
A7	1032	通所型サービス1日割・定超(制限)		55単位		70%	39	1日につき
A7	1041	通所型サービス2・定超(制限)		3,428単位		70%	2,400	1月につき
A7	1042	通所型サービス2日割・定超(制限)		113単位		70%	79	1日につき

**看護・介護職員が欠員の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2			
A7	1051	通所型サービス1・人欠(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	70%	1,170	1月につき
A7	1052	通所型サービス1日割・人欠(制限)		55単位		70%	39	1日につき
A7	1061	通所型サービス2・人欠(制限)		3,428単位		70%	2,400	1月につき
A7	1062	通所型サービス2日割・人欠(制限)		113単位		70%	79	1日につき

**事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目		イ	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2				
A7	1071	通所型サービス1・同一建物(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	1,672単位	所定単位(376単位)を減算	70%	1,296	1月につき	
A7	1072	通所型サービス1日割・同一建物(制限)		55単位		所定単位(12単位)を減算	70%	43	1日につき
A7	1081	通所型サービス2・同一建物(制限)		3,428単位		所定単位(752単位)を減算	70%	2,676	1月につき
A7	1082	通所型サービス2日割・同一建物(制限)		113単位		所定単位(25単位)を減算	70%	88	1日につき

※同一建物の場合には減算のコードではなく、上記コードで計算します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

給付制限対象者用サービスコードは令和6年4月1日に廃止しました。



太田市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和6年4月改定版

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2		442単位	442	1月につき	
AF	2211	介護予防ケア高齢者虐待防止措置未実施		高齢者虐待防止措置未実施	4単位減	438単位		438
AF	2212	介護予防ケア高齢者業務継続未実施		高齢者虐待防止措置未実施及び業務継続計画未策定	8単位減	434単位		434
AF	2213	介護予防ケア業務継続計画未策定		業務継続計画未策定	4単位減	438単位		438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	300		
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300単位加算	300		
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位加算	300		